

長浜市告示第307号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、次に掲げる指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和7年9月10日

長浜市長 浅見 宣義

事業者の名称	社会福祉法人 大樹会
事業所の名称及び所在地	余呉はごろも村デイサービスセンター駅前 滋賀県長浜市余呉町池原1292番地
廃止の年月日	令和7年10月1日
サービスの種類	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護